

告 示

埼玉県参比選告示第二号

令和七年七月二十日執行の参議院比例代表選出議員選挙における埼玉県選挙分会の選挙立会人となるべき者につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条の規定により行うべきくじの日時及び場所は、次のとおりである。

令和七年七月十五日

参議院比例代表選出議員選挙埼玉県選挙分会長 尾 前 健 三

一 日 時 令和七年七月十八日 午前十時三十分

二 場 所 埼玉県選挙管理委員会室